

会員の皆様へ

犯罪収益移転防止の取り組みを徹底しましょう！



マネロンには普段から気を付けているけれど、なぜ更なる履行徹底が呼びかけられているの？

日本が加盟する国際的マネロン対策機関 FATF（ファトフ）では一定年数ごとに加盟国に対する審査が行われています。前回の「FATF 第4次対日審査」では、宅建業者を含む「特定非金融業者」はマネロンリスクへの理解の浅さを厳しく指摘されました。2028年に控える「FATF 第5次対日審査」に向けて、宅建業者にもより一層の犯罪収益移転防止法等の履行徹底が求められています。犯収法では、**①取引時確認、②確認記録・取引記録の作成・保存、③疑わしい取引の届出、④措置履行のための体制整備（努力義務）**が義務として定められていますが、このうち、「疑わしい取引の届出」は、令和6年の総届出数が84万9861件であるのに対し、宅建業者の届出数は25件に留まり、不動産業界における大きな課題となっています。



業界規模に対して届出件数はすごく少ないね。でもどうやって疑わしい取引が判断したらよいか分からない...

（公財）不動産流通推進センターが提供するチェックリストや、全日会員が利用できる『**反社会勢力データベースシステム**』が役立ちます！原則**すべての売買取引**（取引金額が200万円以下の場合を除く）について、取引当事者が反社会的勢力に該当しないか否か、『反社会勢力データベースシステム』で照会しましょう！万が一反社会的勢力に「該当可能性あり」と表示された場合は、**疑わしい取引**として、**免許を受けた国交大臣または都道府県知事に届出**を行きましょう。『反社会勢力データベースシステム』は全日の契約書式集またはラビーネットのトップページのスライドバナーからアクセスできますよ！



反社会勢力データベースシステム

をご活用ください

反社会勢力データベースシステム（反社DB）は、暴力団等反社会的勢力を不動産取引から排除するための支援ツールとしてご利用いただけます。

※完全無料でお使いいただけます。

▶ご利用はこちら

スマートフォン等からのアクセスはこちら！



※ログインが必要です。ログイン情報が不明な場合は全日事務局までお問い合わせください。



犯収法についてもっと詳しく知りたいけど何を参照したらよいか分からない...

犯罪収益移転防止等連絡協議会が提供する「**犯罪収益移転防止のためのハンドブック**」や、**動画教材**をご活用ください！社内研修の教材としても利用可能です。



「犯罪収益移転防止のためのハンドブック」
掲載ページはこちら



（公財）不動産流通推進センターHP

犯収法についての動画教材
全日会員専用プレイリストはこちら



【本件に関するお問い合わせ】

（公社）全日本不動産協会 総本部

TEL: 03-3263-7030

Mail: zennichi-souhonbu@zennichi.or.jp

